

今回は学校運営協議会に与えられた3つの「権限」のうち、最も重要な【**校長が作成する基本的な方針の承認**】についてご説明します。

## 【基本的な方針の承認】って、どうやるの？

各校の学校運営協議会には3つの「権限」が与えられていますが、その筆頭は、【1 コミュニティ・スクールの運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認を行う。】というものです。また、取手市学校運営協議会規則では、以下のように示されています。

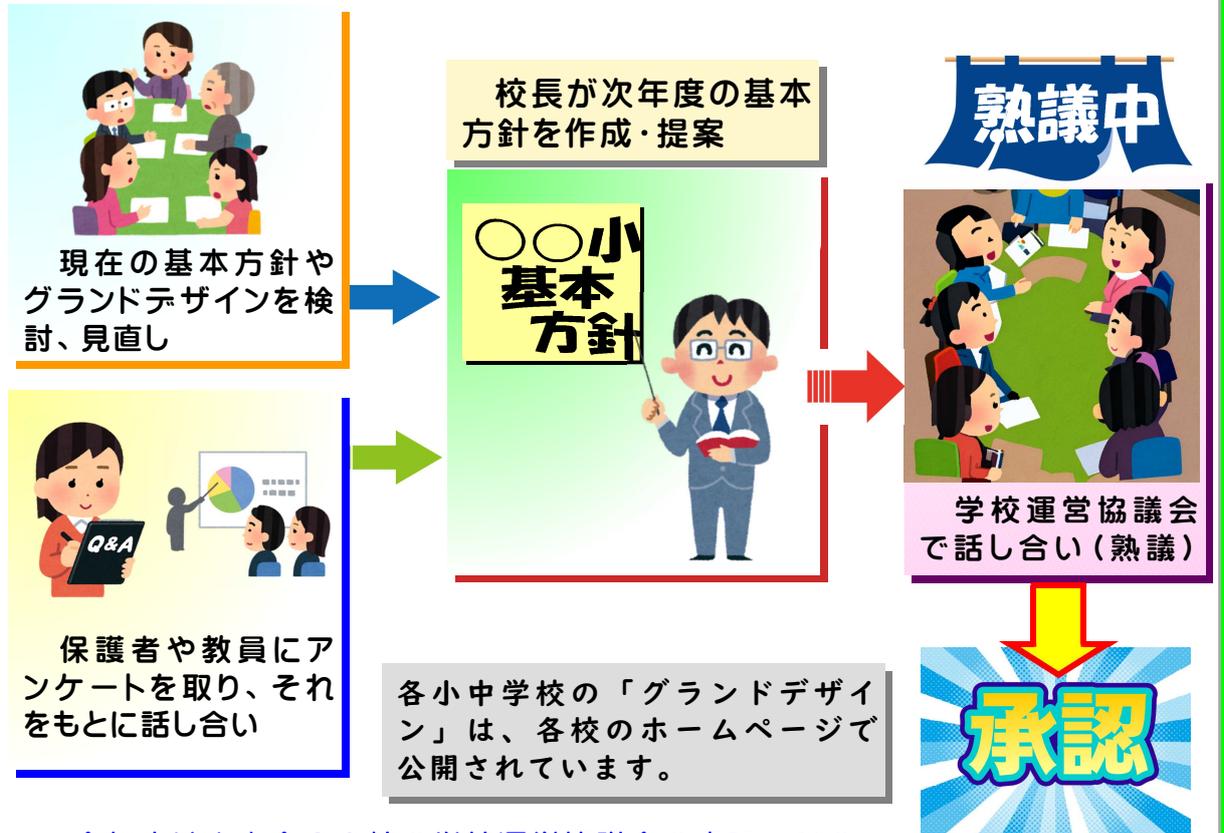
(基本方針等の承認)

第9条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 施設の設置及び管理に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象学校の運営に関して対象学校の校長が必要と認めること。

教育目標や経営計画などを分かりやすくまとめたものを「グランドデザイン」と呼びます。

昨年度までにコミュニティ・スクールを導入した各学校におけるこの「基本的な方針の承認」は、以下のような流れで進められました。



今年度は小中全20校の学校運営協議会の席で、この「基本的な方針の承認」がおこなわれます！